

(あて先) 公益財団法人 新潟市開発公社 代表理事 理事長

信濃川係留場通路使用(変更)許可申請書

私は、信濃川係留場通路を車両で乗入れるにあたり、裏面の使用許可条件を遵守することを誓約し、以下のことを承知した上で許可申請をいたします。

信濃川係留場通路は、信濃川係留場の使用者の給油や荷役等に必要な車両の乗入れ施設です。(公財)新潟市開発公社が、国から河川管理通路の占用許可を受けて使用できるものです。そのため、一人ひとりの使用許可条件の遵守が必要であり、一人の違反行為により全ての通路使用許可者が使用できなくなることもあります。

係留場所						
申 込 者	氏 名 (法人の場合は会社名と担当者名)	(フリガナ)				
	電話番号	※通路使用時に連絡が取れる番号を記入してください				
	住 所	〒				
	船 名	(フリガナ)				
使用 車両	メーカー		車種		色	
	ナンバー					
	添付書類	車検証の写し、誓約書(別記様式第5号-2)				

信濃川係留場通路使用許可条件

下記内容に違反した場合は、通路使用許可及び係留施設の使用承諾を取り消します。

(信濃川係留場通路の使用)

1. 車両の乗入れは契約船艇の維持管理行為、荷役及び給油の目的に限ること。
2. 車両の乗入れに際して、やすらぎ堤の利用者を優先し、支障にならないように注意するとともに安全確保に努めること。
3. 時速10kmを超えて走行しないこと。
4. 出入口と遊歩道の前のポール及びゲートのロープは外したままにしないこと。
5. 河川管理者の通路の通行及び信濃川漁業協同組合の泊地への出入りによる通行を妨げないこと。
6. 通路の使用の際は、許可票を車両の外から見えるように掲示すること。
7. 通路からはみ出して芝生面に車両を乗入れないこと。
8. 車両回転場及び車両待避所には、時間の長短に関わらず駐車しないこと。
9. 信濃川漁業協同組合の係留場より先のゲートまでは、駐車しないこと。
10. 車両の通路の1回の使用時間は原則1時間以内とし、必要に応じて車両を移動できるように無人にならないようにすること。
11. 給油業者や維持管理業者が通路を使用する場合は、許可票を掲げ、使用許可条件を責任をもって遵守させること。
12. 許可票を複製しないこと。
13. 信濃川係留場通路使用(変更)許可申請書の内容を変更するときは、遅滞なく、同申請書により理事長に届け出て許可を得ること。
14. 係留施設を返還した場合、または使用承諾の取り消しが生じた場合は、信濃川係留場通路使用許可票を返還すること。
15. 上記のほか、通路の使用に関し、新潟市開発公社の指示に従うこと。

(あて先) 公益財団法人 新潟市開発公社 代表理事理事長

誓 約 書

私は、信濃川係留場通路を使用するにあたり、下記の使用許可条件について遵守することを誓約いたします。

使用許可条件

1. 車両の乗入れは契約船艇の維持管理行為、荷役及び給油の目的に限ること。
2. 車両の乗入れに際して、やすらぎ提の利用者を優先し、支障にならないように注意するとともに、安全確保に努めること。
3. 時速10kmを超えて走行しないこと。
4. 出入口と遊歩道の前のポール及びゲートのロープは外したままにしないこと。
5. 河川管理者の通路の通行及び信濃川漁業協同組合の泊地への出入りによる通行を妨げないこと。
6. 通路の使用の際は、許可票を車両の外から見えるように掲示すること。
7. 通路からはみ出して芝生面に車両を乗入れないこと。
8. 車両回転場及び車両待避所には、時間の長短に関わらず駐車しないこと。
9. 信濃川漁業協同組合の係留場より先のゲートまでは、駐車しないこと。
10. 車両の通路の1回の使用時間は原則1時間以内とし、必要に応じて車両を移動できるように無人にならないようにすること。
11. 給油業者や維持管理業者が通路を使用する場合は、許可票を掲げ、使用許可条件を責任をもって遵守させること。
12. 許可票を複製しないこと。
13. 信濃川係留場通路使用(変更)許可申請書の内容を変更するときは、遅滞なく、同申請書により、理事長に届け出て許可を得ること。
14. 係留施設を返還した場合、または使用承諾の取り消しが生じた場合は、信濃川係留場通路使用許可票を返還すること。
15. 上記のほか、通路の使用に関し、新潟市開発公社の指示に従うこと。

令和____年____月____日

氏 名 (自署)
